

S N S等を活用した花のある暮らし情報発信業務委託 プロポーザル募集要領

○留意事項

令和7年第1回岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いませんので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっても、県においては、その損害について一切負担しません。

令和7年2月17日

岐阜県 農政部 農産園芸課

目 次

第1	募集の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1)	委託業務名	
2)	業務内容等	
3)	委託業務期間	
4)	委託費の上限	
第2	プロポーザルに係る事項・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1)	プロポーザル参加の要件	
2)	企画提案書の作成	
3)	プロポーザルの手続等	
第3	評価に係る事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1)	評価方法	
2)	プロポーザル評価会議	
3)	評価項目及び評価内容	
4)	最優秀提案者の選定	
5)	提案者が1者またはない場合の取扱い	
6)	評価結果の通知及び公表	
第4	契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第5	業務の適正な実施に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1)	関係法令の遵守	
2)	業務の一括再委託の禁止	
3)	個人情報保護	
4)	守秘義務及び受託者の責任	
5)	立入検査等	
第6	「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務・・	7
1)	妨害又は不当要求に対する通報義務	
2)	履行期間の延長	
第7	業務の継続が困難となった場合の措置について・・・・・・・・	7
1)	受託者の責に帰すべき事由等により業務の継続が困難となった場合	
2)	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第8	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第9	問い合わせ先及び各種書類の提出先・・・・・・・・	8
別表1	評価項目及び評価基準・・・・・・・・・・・・・・・・	9

SNS等を活用した花のある暮らし情報発信業務委託プロポーザル 募集要領

花き需要の低迷が続く中、コロナ前には60億円以上あった県内の花き生産額が、令和5年には約48億円と低迷している。需要の低迷が、生産の低迷につながっていることから、需要回復に向け、特に花きの消費額が小さい若者を中心に、県民が恒常的に花き情報に触れる機会を創出し、暮らしの中に花のある生活を提案することが必要である。

本業務は、若い世代を中心に、県民、企業等に対して、SNSやWEBを活用して、ぎふの花の魅力や花と緑の効果・効用に関する情報を発信することで、花きの需要拡大を図るものである。

第1 募集の内容

1) 委託業務名

SNS等を活用した花のある暮らし情報発信業務委託

※以下、「本委託業務」という。

2) 業務内容等

別紙「SNS等を活用した花のある暮らし情報発信業務委託」仕様書のとおり

3) 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4) 委託費の上限

2,536,532円（消費税及び地方消費税を含む）

第2 プロポーザルに係る事項

1) プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他法人格を有する法人（以下、「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下、「共同体」という。）であって、以下の（1）から（9）までの条件を満たすものとします。

また、共同体にあっても、代表構成員を含むすべての構成員が次の全ての要件を満たす必要があるものとします。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

（2）役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。

① 破産者で復権を得ない者

② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

（3）次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。

① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に

係るものを含む。)

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要項」に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (7) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (8) プロポーザル参加申込時点で、県税について未納の徴収金（執行猶予に係るものを除く。）がないこと。
- (9) 法令等の規定による官公署の免許、許可または認可を受ける必要がある事業提案を行う場合には、当該免許、許可、認可を受けている、あるいは見込みがあること。

2) 企画提案書の作成

以下の項目について、事業の企画を、様式1に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、日本産業規格A4縦型（一部A3判資料折込使用可）とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

- (1) 企画案の内容等（様式1）
- (2) 全体スケジュール等
- (3) 業務の実施体制
- (4) 提案者の経験・能力等
 - ①経営基盤（直近3事業年度の経営成績及び財政状態）
 - ②本事業に類する事業の実施実績（実績がある場合記入）
- (5) 経費の見積り（任意様式）
- (6) 独自提案

3) プロポーザルの手続等

- (1) スケジュール

項 目	日 程
① 募集要領等の公表・配布	令和7年2月17日（月） ～ 令和7年2月27日（木）
② 募集要領等に関する質問受付	令和7年2月17日（月） ～ 令和7年3月4日（火）
③ プロポーザル参加申込受付期間	令和7年2月17日（月） ～ 令和7年3月7日（金）
④ 企画提案書受付期間	令和7年2月17日（月） ～ 令和7年3月18日（火）
⑤ プロポーザル評価会議	令和7年3月下旬（予定）
⑥ 評価結果の通知・公表	令和7年3月下旬（予定）

- (2) 募集要領等の配布

- ①配布日時・閲覧日時

令和7年2月17日（月）～令和7年2月27日（木）

午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日を除く）

- ②配布場所

岐阜県農政部農産園芸課 花き係

（〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁13階）

※募集要領等は、以下のページから入手できます。

岐阜県庁ホームページ (<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/>) > 県政情報
> 入札・公売 > 公募型プロポーザル

(3) 募集要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

①質問書受付期間

令和7年2月17日(月)～令和7年3月4日(火) 午後5時15分まで

②質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を農産園芸課宛てに郵送、ファックス又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Word としてください。)を添付し提出してください。

※提出した場合は、届いているかの確認を電話にて行ってください。

※メール送信の際は、件名に「SNS等を活用した花のある暮らし情報発信業務委託」と記したうえで送信してください。

③提出先

岐阜県農政部農産園芸課 花き係

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

FAX 058-278-2692

電子メールアドレス c11423@pref.gifu.lg.jp

④回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、農産園芸課のホームページ上にて公表します。

(4) プロポーザル参加申込書の受付

①受付期間

令和7年2月17日(月)～令和7年3月7日(金) 午後5時15分まで

②提出方法

プロポーザル参加希望者は、参加申込書(別紙2)を農産園芸課まで持参又は郵送にて提出してください。なお、提出は紙によるものとし、電子ファイルでの提出は受け付けません。

持参の場合の受付時間は、休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、締め切り日当日の午後5時15分までに農産園芸課に到着したものを有効とします。また、郵送の場合は、簡易書留、特定記録郵便等、配達されたことが証明できる方法とし、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(5) 企画提案書等、書類の受付

①受付期間

令和7年2月17日(月)～令和7年3月18日(火) 午後5時15分まで

②提出書類

ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式1、2)

※募集要領、様式1～2及び委託業務仕様書を参考に提案してください。

イ 法人に関する書類(共同体の場合は、全ての構成員の分を提出)

(ア) 法人概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式3)

(イ) 履歴事項全部証明書(提出日において発効日から30日以内のもの)

(ウ) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの

(エ) 県税事務所が交付する全税目の完納証明書

(※「岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)」に登載されている場合は、省略す

ることができます)

- ウ 誓約書（共同体の場合は、全ての構成員の分を提出）・・・（様式4）
- エ 共同体構成員届出書（共同体の場合）・・・（様式5）
- オ 共同体協定書（共同体の場合）・・・（様式6）
- カ 共同体委任状（共同体の場合）・・・（様式7）
- キ SDGsへの取組状況・・・（様式8）
- ク その他、企画提案内容の説明に必要な資料

③提出部数

- ア～カおよびクについて 10部（正本1部、副本9部）
- キについて 2部（正本1部、副本1部）

④提出方法

令和7年3月18日（火）午後5時15分までに農産園芸課まで持参又は郵送により提出してください。

持参の場合の受付時間は、休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、締め切り当日の午後5時15分までに農産園芸課に到着したものを有効とします。また、郵送の場合は、簡易書留、特定記録郵便等、配達されたことが証明できる方法とし、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

⑤注意事項

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

（6）プロポーザル参加に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 「SNS等を活用した花のある暮らし情報発信業務委託プロポーザル評価会議」構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- エ 他の提案者と応募の内容又はその意思について相談を行った場合
- オ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- カ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ク 募集要領に違反すると認められる場合
- ケ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦その他

- ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合

は、辞退したものとします。

イ プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日の正午までに、辞退届（別紙 3）を岐阜県農政部農産園芸課に持参又は郵送により提出してください。また、郵送の場合は、簡易書留、特定記録郵便等、配達されたことが証明できる方法とし、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

オ プロポーザル参加者が共同体で申し込む場合は、企画提案書等において共同体を構成する法人が委託業務の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表法人が応募手続きを行い、対応窓口になることとしてください。

（7）経費積算書作成に当たっての注意事項

①提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

②消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積金額には 100 分の 10 に相当する額を加算した額を記載してください。

③委託費の上限を超える経費については、自己資金にて実施することもできますものとしませんが、その場合は、経費積算書において、委託費と自己資金の区分及びそれぞれの整備内容と金額を明らかにしてください。

第 3 評価に係る事項

1) 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「SNS 等を活用した花のある暮らし情報発信業務委託プロポーザル評価会議」が行います。

なお、プロポーザル評価会議における評価は、評価項目（別表 1）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

2) プロポーザル評価会議

①開催日時 令和 7 年 3 月下旬（予定）

日時については、後日、企画提案参加者に通知します。

②開催場所

岐阜県庁舎（予定）

③企画提案の所要時間

プレゼンテーション 20 分以内

構成員からの質疑 15 分程度

④注意事項

- ・各提案者のプレゼンテーション開始時間等は、後日通知します。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。
- ・プレゼンテーションは企画提案書受付期間内に提出した資料のみで行うものとし、当日に新規資料を配布すること及びスライド機材等を使用することはできません。
- ・プレゼンテーションの参加人数は 3 名以内としてください。

3) 評価項目及び評価内容

別表 1 「評価項目及び評価内容」のとおり

4) 最優秀提案者の選定

評価会議構成員の「評価項目及び評価内容」に基づく評価点を算出し、評価点の高い順から順位点を付し（プロポーザル参加者数を最高点とし、1位＝最高点、2位＝最高点－1点、3位＝最高点－2点、・・・）、各評価会議構成員の順位点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。

なお、評価会議構成員の評価点の合計が、配点の合計の60%以上であることを最低基準とします。

ただし、順位点の合計が最も高い者が複数いる場合は、評価点の合計が高い者を最優秀提案者として選定します。順位点の合計及び評価点の合計が同一の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。なお、順位点の合計、評価点の合計及び提案金額が同一の者が複数いる場合は、同者らによるくじ引きにより選定するものとします。

5) 提案者が1者またはない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該応募者を最優秀提案者とします。また、基準点に満たない場合、または提案者がいない場合には、再度公募を実施します。

6) 評価結果の通知及び公表

評価結果は最優秀提案者（契約交渉の相手方）を選定後、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を岐阜県ホームページ上で公表します。なお、提案者が2者の場合、③については最優秀提案者以外の提案者は公表しません。

- ①最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ②全提案者の名称（申込順）
- ③全提案者の評価点（得点順）（提案者の名称は秘匿）
- ④最優秀提案者の選定理由
- ⑤評価会議構成員の氏名
- ⑥最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

第4 契約の締結

選定された事業の企画提案及び委託事業の実施による成果物等の著作権を含む全ての知的財産は、原則として委託元である岐阜県に帰属します。

選定した最優秀提案者と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、企画提案内容が全て実現できるわけではなく、最優秀提案者と県との協議により最終的に決定します。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行います。

また、この募集要領に記載なき事項について疑義のある場合は、その都度協議のうえ、決定することとします。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1) 関係法令の遵守

本事業を受託した者（以下「受託者」という。）は、関係法令を遵守してください。

2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができます。

3) 個人情報保護

受託者がSNS等を活用した花のある暮らし情報発信業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成21年7月1日付け水産省告示第1675号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、知事が保有する個人情報の保護に関する規則（令和5年岐阜県規則第21号）及び別記1に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めてください。

4) 守秘義務及び受託者の責任

受託者は、SNS等を活用した花のある暮らし情報発信業務委託を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は本件業務の履行のため以外の目的に使用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。万一、受託者の責に帰す情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければなりません。

受託者の雇用人が、異動、退職等により業務を離れる場合においても、受託者はその者に対し、取得情報を秘匿させなければなりません。

5) 立入検査等

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、または事務所等に立ち入り関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合があります。委託業務終了後も同様とし、これにより発生する受託者の経費は受託者の負担とします。

第6「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない、不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた時は、警察へ通報しなければなりません。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがあります。

2) 履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができない場合は、県に履行期間の延長を請求することができます。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は次のとおりとします。

1) 受託者の責に帰すべき事由等により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、または物販の売り上げ等事業効果が著しく低いと認められる場合については、受託者の運営に対する経営改善等に対する従前の取り組み内容、収支報告等について改善する余地が無いと県が判断した時のみ、県は契約の取り消しができるものとします。また、この場合において県に損害が生じた場合は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、受託者は店舗建物（開設時に整備した内装等）を受託者の責により、良好な状態にして退去するとともに、店舗の運営状況等必要な事項の引き続きを行うものとします。

2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、そ

れぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。なお、委託期間終了若しくは契約の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、受託者は円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を停滞なく提供することとします。

第8 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第9 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁13階）

岐阜県農政部農産園芸課 花き係

TEL 058-272-8428

FAX 058-278-2692

電子メールアドレス c11423@pref.gifu.lg.jp

別表 1

評価項目及び評価基準

以下の各項目の評価基準に基づき、各項目の配点の合計を 100 点満点として評価し、評価点の高い順から順位点を付し（プロポーザル参加者数を最高点とし、1 位＝最高点、2 位＝最高点－1 点、3 位＝最高点－2 点、・・・）、各構成員の順位点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定する。

なお、構成員の評価点の合計が、配点の合計（(3) を除く）の 60% 以上であることを最低基準とする。

評価項目			評価基準点				
(1) 業務の企画・運営に関する評価 (75点)			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1	事業の実施目的を理解した提案になっているか。		15点	12点	9点	6点	3点
2	SNS運用	【既存 SNS アカウントの運用】既存 SNS アカウントを活用して、若者に響く内容、頻度の花き情報の発信ができるか。	10点	8点	6点	4点	2点
3		【新規 SNS アカウントの開設】若年層への訴求力の高い SNS ツールを選定しているか。	10点	8点	6点	4点	2点
4		【新規 SNS アカウントの運用】新規 SNS アカウントを活用して、若者に響く内容、頻度の花き情報の発信ができるか。	10点	8点	6点	4点	2点
5	WEB運用	【WEB ページの運用】WEB サイトを活用して、若者に響く内容、頻度の花き情報の発信ができるか。	10点	8点	6点	4点	2点
6		【企業オフィス緑化PR】企業が、オフィス緑化に取り組みに魅力を感じる内容のコンテンツとなっているか。	10点	8点	6点	4点	2点
7	魅力的な独自提案により、効率的かつ効果的に花き情報の発信がなされているか。		10点	8点	6点	4点	2点
(2) 業務の実施体制等に関する評価 (20点)			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1	類似事業あるいは関連事業の実績を有し、知識、ノウハウ、経験等を活かせることが期待できるか。		10点	8点	6点	4点	2点
2	事業を実施する上で必要な人員が確保されているか。また、危機管理体制は十分であるか。		5点	4点	3点	2点	1点
3	事業費の積算は、事業を実施するうえで、使途や金額が妥当なものとなっているか。		5点	4点	3点	2点	1点
(3) SDGs への取組みに関する評価 (5点満点)							
1	環境面の取組み (1点)		点				
2	社会面の取組み (1点)		点				
3	経済面の取組み (1点)		点				
4	ぎふSDGs 推進パートナー登録制度への登録状況 (2点)		点				
評価点合計			100点満点				